

第68期定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年12月23日（金曜日）午前10時

場所 北海道帯広市西7条南19丁目1番地
北海道ホテル 2階 大雪の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

【新型コロナウイルス感染防止への対応について】

- ・新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆様には極力書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・感染防止のため、座席の間隔をあけた配置とさせていただきますので、ご用意できる席数が減少いたします。
- ・役員及び運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。

【お土産の配付の中止について】

ご来場いただいた株主様へのお土産の配付はございません。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第68期定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| (提供書面) | |
| 事業報告 | 3 |
| 計算書類 | 21 |
| 監査報告 | 24 |
| (株主総会参考書類) | |
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 29 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 30 |
| 第3号議案 取締役7名選任の件 | 32 |
| 第4号議案 監査役2名選任の件 | 36 |
| 第5号議案 会計監査人選任の件 | 39 |
| 第6号議案 監査役の報酬額改定の件 | 40 |
| 第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件 | 41 |

株主総会会場ご案内図

証券コード7643
2022年12月5日

株 主 各 位

北海道帯広市西20条南1丁目14番地47
株 式 会 社 ダ イ イ チ
代表取締役社長 若 園 清

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、本総会につきましては、適切な感染拡大防止策を実施した上で開催させていただきます。

株主の皆様におかれましては、感染防止の観点から極力書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

その際お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月22日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

| | |
|---------------|--|
| 1 日 時 | 2022年12月23日（金曜日）午前10時 |
| 2 場 所 | 北海道帯広市西7条南19丁目1番地 北海道ホテル 2階 大雪の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3 目的事項 | 報告事項 第68期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| | 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件 第5号議案 会計監査人選任の件 第6号議案 監査役の報酬額改定の件 第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiichi-d.co.jp/>) に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiichi-d.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が、ワクチン接種の普及や経済活動が緩やかに進んだことにより、消費活動が徐々に正常化に向かう一方で、ウクライナ・ロシア情勢の影響から世界的な原材料及びエネルギー価格の高騰、急激な円安の進行などによるインフレ傾向が高まるなど、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

スーパーマーケット業界は、ウィズコロナにおいて行動制限の緩和が進むなかで物価上昇が進み、お客様の「低価格志向」と「生活防衛志向」の高まりが際立ってまいりました。さらに、業態を越えた企業間の価格競争が激しさを増し、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境のもとで当社は、これまで通り食品スーパーマーケット事業に資源を集中し、当事業年度の重点実施事項である、①新型コロナウイルス感染予防対策の徹底、②札幌ブロック6店舗目「平岸店」を早期に軌道に乗せる、③コンプライアンスの徹底と職場環境の改善、④人材確保と職階別教育の推進、⑤売上高対経常利益率と売上総利益率の目標達成、⑥商品力の強化（コア商品の開発）による差別化戦略の推進、⑦社会貢献、地域貢献による地域密着企業へのさらなる挑戦、の7項目を徹底し、お客様の確固たる信頼と支持を得るため、安心・安全で魅力ある商品の提供に努め、引き続き地域のお客様の食文化と食のライフラインに貢献できる店舗作りに取り組んでまいります。

また、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、「フレッシュ&ハート」を合言葉に、①地域No.1の店づくり、人づくり、商品づくりの徹底、②従業員が生き生きと仕事ができ、お客様や共に働く仲間へ感謝と思いやりを持てる職場環境の醸成、③自由活発で、風通しの良い企業風土の醸成を引き続き進めてまいります。

日頃のお買い物にご不便されている方々に商品をお届けする「移動スーパー（とくし丸）」事業は、社会貢献及び地域貢献の一環として取り組んでおり、9月末現在で15台が稼

働しております。今後も地域のニーズに積極的に対応すべく、増車を検討してまいります。

店舗の状況につきましては、2021年11月に、札幌ブロック6店舗目となる「平岸店」をオープンいたしました。また、1月に「啓北店（帯広ブロック）」、6月に「白石神社前店（札幌ブロック）」及び「めむろ店（帯広ブロック）」、7月に「自衛隊前店（帯広ブロック）」、計4店舗を改装しリニューアルオープンいたしました。なお、当事業年度末現在の店舗数は、帯広ブロック9店舗、旭川ブロック7店舗、札幌ブロック6店舗、合計22店舗であります。

イトーヨーカ堂との協働につきましては、セブンプレミアム商品の取り組み強化と、帯広地区における共同販促の実施、リスク管理など有用な情報の交換に努めております。

売上高につきましては、11月の「平岸店」オープンの効果に加え、地域別・店舗別のきめ細やかな販売戦略とお客様の期待に沿える価格戦略の展開、品揃え、サービス、接客に向けた継続的なレベルアップの取組みの結果、前期に比べ5.8%増加となりました。また、地域別の売上高につきましては、帯広ブロックは196億58百万円（前期比1.8%増）、旭川ブロックは134億26百万円（前期比2.7%増）、札幌ブロックは新規出店の効果により134億71百万円（前期比15.8%増）となりました。

売上総利益率につきましては、引き続き商品ロスの削減や在庫効率の改善に取り組みましたが、前期に比べ0.2ポイント減少し、24.7%となりました。

販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は21.8%となり、人件費の上昇、エネルギー価格の上昇による電気料負担の増加及び新規出店に係る一時的な費用発生等により総額は増加しましたが、前期と同じ比率となりました。

これらの結果、当事業年度における売上高は465億60百万円（前期比5.8%増）、営業利益は18億83百万円（前期比3.4%減）、経常利益は19億20百万円（前期比2.6%減）、当期純利益は11億63百万円（前期比9.6%減）となりました。

また、当社は、2022年6月30日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等の訂正に関するお知らせ」等のお知らせに記載のとおり、2017年以降の売上原価及び経費の一部に不適切な処理が判明し、2017年9月から2021年9月期までの有価証券報告書、及び2017年9月期第3四半期報告書から2022年9月期第1四半期報告書についての決算訂正を行いました。これを踏まえ、再発防止策に関しまして2022年9月1日付「再発防止策の策定に関するお知らせ」のとおり進めております。株主の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。

部門別売上高状況は、次のとおりであります。

| 区 分 | 第67期 (2020.10.1～2021.9.30) | | 第68期(当事業年度) (2021.10.1～2022.9.30) | | 前期比 | |
|---------|-------------------------------|-------|--------------------------------------|-------|-------|------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 増減率 |
| | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % |
| 青 果 | 7,089 | 16.1 | 7,422 | 15.9 | 333 | 4.7 |
| 水 産 | 4,120 | 9.4 | 4,143 | 8.9 | 22 | 0.5 |
| 畜 産 | 6,282 | 14.3 | 6,566 | 14.1 | 283 | 4.5 |
| 惣 菜 | 3,946 | 9.0 | 4,337 | 9.3 | 391 | 9.9 |
| デ イ リ ー | 6,850 | 15.6 | 7,687 | 16.5 | 837 | 12.2 |
| 一 般 食 品 | 13,709 | 31.1 | 14,340 | 30.8 | 631 | 4.6 |
| 日 用 雑 貨 | 1,055 | 2.4 | 1,101 | 2.4 | 45 | 4.3 |
| そ の 他 | 960 | 2.1 | 961 | 2.1 | 0 | 0.1 |
| 合 計 | 44,015 | 100.0 | 46,560 | 100.0 | 2,544 | 5.8 |

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、有形固定資産の取得8億21百万円、建設協力金の支払で1億14百万円の合計9億36百万円であります。その主な内容は、新規出店した平岸店の建物及びリース資産の取得と白石神社前店などの改装に伴うものであります。

なお、当事業年度中において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、資金調達はありません。

なお当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額30億円のコミットメントライン契約を締結しております。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 65 期 (2019年9月期) | 第 66 期 (2020年9月期) | 第 67 期 (2021年9月期) | 第 68 期 (当事業年度) (2022年9月期) |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 | 40,470百万円 | 42,595百万円 | 44,015百万円 | 46,560百万円 |
| 経 常 利 益 | 1,413百万円 | 1,861百万円 | 1,970百万円 | 1,920百万円 |
| 当 期 純 利 益 | 795百万円 | 1,201百万円 | 1,286百万円 | 1,163百万円 |
| 1 株当たり当期純利益 | 69円58銭 | 105円13銭 | 112円58銭 | 101円81銭 |
| 総 資 産 | 18,501百万円 | 19,790百万円 | 21,230百万円 | 22,277百万円 |
| 純 資 産 | 11,732百万円 | 12,785百万円 | 13,884百万円 | 14,830百万円 |

- (注) 1. 第65期から第67期までの数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

- (3) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら、ウィズコロナの新しい生活様式に移行されつつある中、世界的な物価上昇及び円安の影響を受けて、一層の不透明な動きが続くものと予想されます。

また、個人消費につきましては、新型コロナウイルスの感染収束時期が未だ不透明であるものの、「低価格志向」と「プチ贅沢志向」の二極化が進み、物価上昇も相まって一進一退が続くものと見込まれます。

スーパーマーケット業界におきましては、新型コロナウイルス感染症が警戒される中、最低賃金の大幅な上昇や原材料費の高騰などコストの増加が見込まれる上に、お客様の低価格志向の継続、業種・業態を越えた企業間の価格競争の激化などにより、厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような環境の中で当社は、お客様と従業員の安全安心を最優先に、①コンプライアンスの徹底（不正の再発防止とハラスメントの撲滅）を筆頭に、②新型コロナウイルス感染予防対策の徹底、③平岸店の地域No.1店舗を目指す、④競合店対策強化、⑤働き方改革、⑥新規出店の具現化、⑦コア商品の開発による差別化戦略の推進、⑧社会貢献、地域貢献による地域密着型企业への更なる挑戦、⑨環境変化に対応するため情報収集力の強化、以上9項目を2023年9月期の重点実施事項に掲げ、お客様、地域の皆様に、今まで以上に必要とされ、愛される店づくりに努めてまいります。

店舗戦略につきましては、新規出店の具現化を進めると共に、ドミナントの拡充を進めてまいります。既存店舗につきましては、改装リニューアル店舗の検証と活性化に取り組み、更なる業容の拡大を図り、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長の実現に努めてまいります。

当社は、引き続きお客様と従業員の安全安心を最優先に、スーパーマーケットの社会的役割である「お客様の毎日の食生活をより楽しく、豊かに、便利にするためのお手伝いをする」ことを実践してまいります。加えて、美味しさや品質と価格などの商品力向上に注力し、日常に欠かせない商品の安定的な供給に努め、地域のお客様の「食文化と食のライフライン」を支える努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年9月30日現在）

- ① 総合食料品の販売
- ② 日用品の販売
- ③ 書籍、雑誌、文房具の販売

- ④ 衣料用繊維製品の販売
- ⑤ 家庭用電化製品の販売
- ⑥ ペット用品、ペットフードの販売
- ⑦ 酒類、煙草、印紙の販売
- ⑧ 前各号に関連する一切の事業

(6) 主要な事業所（2022年9月30日現在）

本社 北海道帯広市西20条南1丁目14番地47

（営業本部・管理本部）

旭川本部 北海道旭川市春光1条8丁目1番地77

札幌本部 北海道札幌市西区発寒16条14丁目2-5

帯広ブロック

北海道帯広市

東店

啓北店

白樺店

みなみ野店

自衛隊前店

北海道河西郡芽室町

めむろ店

北海道中川郡幕別町

札幌内店

北海道河東郡音更町

音更店

オーケー店

旭川ブロック

北海道旭川市

西店

東光店

末広店

東旭川店

旭町店

二条通店

花咲店

札幌ブロック

北海道札幌市

八軒店

白石神社前店

発寒中央駅前店

清田店

平岸店

北海道恵庭市

恵み野店

センター

帯広市

惣菜センター

帯広配送センター

旭川市

旭川配送センター

（注）2021年11月6日に平岸店（札幌ブロック）を開店いたしました。

(7) 使用人の状況（2022年9月30日現在）

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 347名 | 9名増 | 35.7歳 | 12.4年 |

(注) 使用人数には、準社員及びパートナー社員等（アルバイトを含む。）1,123名（1日8時間、1か月22日換算）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2022年9月30日現在）

| 借入先 | 借入金残高 |
|----------|--------|
| 株式会社北陸銀行 | 150百万円 |
| 株式会社北洋銀行 | 59 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年9月30日現在)

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 24,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,438,640株 |
| (3) 株主数 | 6,932名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--|------------|---------|
| 株 式 会 社 イ ト ー ヨ ー カ 堂 | 3,432,000株 | 30.03% |
| ダ イ イ チ 取 引 先 持 株 会 | 502,300 | 4.39 |
| STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT O M 0 2 5 0 5 0 0 2 | 459,100 | 4.01 |
| 若 園 清 | 269,800 | 2.36 |
| BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTU NITIES FUND | 200,000 | 1.75 |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行 | 193,040 | 1.68 |
| 株 式 会 社 北 洋 銀 行 | 186,000 | 1.62 |
| 野村信託銀行株式会社 (投信口) | 175,500 | 1.53 |
| 鈴 木 達 雄 | 169,904 | 1.48 |
| 国 分 北 海 道 株 式 会 社 | 164,000 | 1.43 |

(注) 持株比率は自己株式 (12,088株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年9月30日現在）

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-----------|---------|-------------------------|
| 代表取締役社長 | 若 園 清 | 営業本部長 |
| 取 締 役 | 宮 川 明 | (株)イトーヨーカ堂参与 |
| 取 締 役 | 井 雲 康 晴 | 財務経営調査研究所長 |
| 常 勤 監 査 役 | 堀 内 健 三 | |
| 監 査 役 | 東 城 敬 貴 | 朝日税理士法人帯広事務所代表社員（税理士） |
| 監 査 役 | 笹 井 宏 一 | 三洋興熱(株)代表取締役社長 |

- (注) 1. 取締役宮川 明氏及び井雲康晴氏は、社外取締役であります。なお、当社は、取締役井雲康晴氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 監査役東城敬貴氏及び笹井宏一氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両監査役を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役堀内健三氏は、13年間当社の常務取締役として経理部長を兼任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役東城敬貴氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役笹井宏一氏は、法曹有資格者であり、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中における退任した取締役は次のとおりであります。

| 氏 名 | 退 任 日 | 退任事由 | 退 任 時 の 地 位 (担 当) 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------|------------|------|--|
| 中 本 泰 廣 | 2022年8月31日 | 辞 任 | 専務取締役営業本部長 |
| 野 口 一 | 2022年8月31日 | 辞 任 | 常務取締役販売本部長 |
| 川 瀬 豊 秋 | 2022年8月31日 | 辞 任 | 取 締 役 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者である取締役及び監査役がその職務に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬等は、固定報酬と退職慰労金で構成されております。

各取締役の固定報酬額は、株主総会において承認された報酬限度額を上限として、役位、職責、年度業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会決議により決定する方針であります。また、固定報酬額は、月毎に支払う方針であり、その固定報酬額の改定は、役位または職責が変更する場合を基本に、業容の変化や報酬水準の情勢等を勘案し、決定する方針であります。

各監査役の固定報酬額は、株主総会において承認された報酬限度額を上限として、個々の職責や職務状況等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定する方針であります。

退職慰労金は、株主総会での承認を得た上で、役員退職慰労金規程に基づき、相当額の範囲内で取締役は取締役会の決議、監査役は監査役の協議により支給する方針であります。

個人別の報酬等の額については、現状においては固定報酬と退職慰労金の2種類のみですが、業績連動報酬等と非金銭報酬等の導入並びにその種類別の報酬割合などについては、今後の状況により検討する方針であります。

取締役の報酬限度額は、2008年12月24日開催の第54期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該

株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬限度額は、1996年12月20日開催の第42期定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

なお、当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容は、上記の決定方針に沿うものである旨を2021年12月23日開催の取締役会において判断し決議しております。また、監査役の個人別の報酬等の額は、上記の決定方針により2021年12月23日開催の監査役会において監査役の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------|-------------------|------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 退職慰労金 | 非金銭 報酬等 | |
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 89,149 (4,080) | 80,244 (3,480) | － (－) | 8,905 (600) | － (－) | 6 (2) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 10,697 (5,549) | 9,484 (4,984) | － (－) | 1,213 (565) | － (－) | 3 (2) |
| 合 計 (うち社外役員) | 99,846 (9,629) | 89,728 (8,464) | － (－) | 10,118 (1,165) | － (－) | 9 (4) |

- (注) 1. 上表には、2022年8月31日をもって辞任した取締役3名を含んでおります。
2. 過年度における不適切な会計処理が判明し経営責任を明確化するため、下記のとおり月額報酬を自主返上しております。

代表取締役 月額報酬100%を5か月（2022年8月から12月）

常勤監査役 月額報酬30%を5か月（2022年8月から12月）

社外役員 月額報酬10%を3か月（2022年8月から10月）

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役宮川 明氏は、株式会社イトーヨーカ堂の参与であります。株式会社イトーヨーカ堂は当社の大株主であります。また、当社は、株式会社イトーヨーカ堂の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの関係会社との間にリース契約等の取引関係があります。
- ・取締役井雲康晴氏は、財務経営調査研究所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役東城敬貴氏は、朝日税理士法人帯広事務所代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役笹井宏一氏は、三洋興熱株式会社の代表取締役社長であります。当社は、三洋興熱株式会社との間に灯油購入等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 出席状況及び発言状況

| 区分 | 氏名 | 出席状況及び発言状況 |
|-----|-------|--|
| 取締役 | 宮川 明 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席、小売業界に関する豊富な知識・経験を活かした意見を述べるなど、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 取締役 | 井雲 康晴 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席、経営コンサルタントとしての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 監査役 | 東城 敬貴 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席、監査役会9回のうち8回に出席し、主に税理士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項及び議案審議等に必要の発言を適宜行っております。 |

| 区分 | 氏名 | 出席状況及び発言状況 |
|-----|-------|---|
| 監査役 | 笹井 宏一 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席、監査役会9回の全てに出席し、主に法曹有資格者として専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項及び議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

ロ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

各社外取締役は、取締役会に出席し、上記のとおり客観的な立場から積極的に意見を述べることで、経営陣とコミュニケーションを図り、業務執行の監督及び助言を行っております。

ハ. 法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

当事業年度中の2022年3月、当社は社外からの指摘により売上原価の不適切な処理が判明しました。各社外取締役及び各社外監査役において、当該不適切な処理が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から、取締役会において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。当該不適切行為の事実認識後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取り組みに対して再発防止委員会に出席し提言を行うなど、その職責を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人シドー

(2) 報酬等の額

- ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 19,000千円
- ・当社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 19,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 上記以外に、過年度の訂正報告書に係る監査証明業務に基づく追加報酬142,500千円を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の業務を担当する取締役は、自己の担当領域について、法令等の順守体制を構築する権限と責任を有する。また、総務担当取締役は、これらを横断的に推進し管理する。
 - ② 当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンスの基本方針である「企業倫理規程」に、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度で対応し、経済的な利益を供与しないことを掲げ、関係を排除する。また、総務部を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応するとともに、地元警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備する。
 - ③ 内部監査室は、当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認する。
 - ④ 監査役は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社の取締役は、取締役会及び常勤役員会等の議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報を、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存しかつ管理する。また、それらの文書は、監査役の要請によりいつでも閲覧に応じる。
 - ② 当社に関する重要な情報については、開示を担当する主管部署が、迅速かつ網羅的に収集し、適時に正確な情報開示を実施する。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、法令順守、安全、衛生管理等のリスク管理体制を統括する組織として代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を定期的で開催し、リスク管理を行う。規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備とその運用を図る。また、内部監査室において、内部監査規程の定めるところに従い定期的に監査を行う。

- ② 事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生したときには、当社における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じる。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役会規程の定めるところに従い、重要案件はすべて取締役会に付議する。なお、業務執行の意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、月1～3回常勤役員会を開催する。また、日常の業務執行は、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等により、担当役員、部長、次長、課長などの職制ラインに順次権限と職責を適切に委譲し、適時的確な意思決定と決定内容に沿った業務執行を行う。
- (5) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役の補佐員を任命する。
- (6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を必要とする。
- ② 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。
- (7) 当社の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査役に対し報告を行う。また、上記にかかわらず、監査役は必要に応じ、いつでも取締役又は使用人に対し報告を求めることができる。
- ② 内部通報制度の担当部署は、当社の役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査役に対して報告する。

- (8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- (9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行う。
- ② 監査役は、内部監査室と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。
- ③ 監査役は、内部監査室と連携し、当社の業務の効率化、適法性及び妥当性を監査する。また、監査で改善指摘を受けた事項は、各所属長の責任において速やかに改善を行う。
- ④ 監査役会が、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができ、その費用は会社が負担する。

- (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 法令順守及び取締役の効率的職務執行

取締役は、取締役会を17回、常勤役員会を20回開催し、経営の基本方針、経営に関する重要事項ならびに法令で定められた事項などの決定、業務執行状況の監督を行っております。

また、常勤役員会メンバーと次長職以上をもって組織される経営会議を12回開催し、詳細な業績分析と報告、業務執行の具体的な内容、その背景となる重要事項及び具体的対応策について審議を行っております。

- ② 損失の危険の管理

法令順守、災害、衛生管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、また、リスク

管理部門としての総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備とその運用を図っております。

③ 監査役監査の実効性確保

監査役は、監査役会を9回開催するとともに、取締役会、常勤役員会及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定がなされていないかどうかについて監査を行っております。

また、監査役は、取締役会・取締役・内部監査室・会計監査人等との意見交換を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

④ 不適切な会計処理に係る再発防止策の運用状況

当事業年度中の2022年3月、社外からの指摘により売上原価の不適切な会計処理が判明し、過年度の訂正を行っております。当該不適切な会計処理に対する再発防止策として、次の項目を実施しております。

- ①経営責任の明確化、②ガバナンス体制の再構築、③取締役及び監査役に対する教育、④従業員に対する教育、⑤経理部門の意識改革及び人員体制、⑥たな卸プロセスの整備、⑦適切な予算統制の整備・運用、⑧内部監査の強化

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要課題の一つとして認識しております。財務体質の強化と安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、長期的に安定した配当の継続を基本方針としております。

当社は、9月30日を基準とする年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、この剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

この方針に基づき当期の期末配当金につきましては、2022年12月23日開催予定の定時株主総会において、1株当たり普通配当20円とすることを付議する予定であります。内部留保資金につきましては、新店舗の建設や既存店舗の改装、人材育成の教育投資、システム投資等の有効投資を実施し、なお一層の収益力の強化を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------|-------------------------|------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 8,920,686 | 流 動 負 債 | 5,543,367 |
| 現 金 及 び 預 金 | 6,703,024 | 買 掛 金 | 2,771,971 |
| 売 掛 金 | 622,376 | 1年内返済予定の長期借入金 | 56,004 |
| 商 品 及 び 製 品 | 988,370 | リ ー ス 債 務 | 291,168 |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 1,622 | 未 払 金 | 790,762 |
| 前 払 費 用 | 97,812 | 未 払 費 用 | 473,582 |
| 未 収 入 金 | 508,411 | 未 払 法 人 税 等 | 304,849 |
| そ の 他 | 569 | 未 払 消 費 税 等 | 124,309 |
| 貸 倒 引 当 金 | △1,500 | 前 受 り 金 | 352,429 |
| 固 定 資 産 | 13,357,012 | 預 与 引 当 金 | 100,954 |
| 有 形 固 定 資 産 | 11,719,548 | 賞 与 の 他 | 195,627 |
| 建 物 | 4,433,584 | 固 定 負 債 | 81,709 |
| 構 築 物 | 85,798 | 長 期 借 入 金 | 1,903,395 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 95,245 | リ ー ス 債 務 | 153,991 |
| 土 地 | 6,287,358 | 退 職 給 付 引 当 金 | 613,913 |
| リ ー ス 資 産 | 817,561 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 669,465 |
| 無 形 固 定 資 産 | 23,323 | 資 産 除 去 債 務 | 106,800 |
| 借 地 権 | 5,350 | 長 期 預 り 敷 金 保 証 金 | 16,980 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 8,833 | 負 債 合 計 | 7,446,763 |
| 電 話 加 入 権 | 9,139 | 純 資 産 の 部 | |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,614,140 | 株 主 資 本 | 14,846,564 |
| 投 資 有 価 証 券 | 44,954 | 資 本 金 | 1,639,253 |
| 出 資 金 | 1,728 | 資 本 剰 余 金 | 1,566,100 |
| 長 期 貸 付 金 | 661,987 | 資 本 準 備 金 | 1,566,100 |
| 長 期 前 払 費 用 | 43,470 | 利 益 剰 余 金 | 11,644,191 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 281,942 | 利 益 準 備 金 | 159,266 |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 579,839 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 11,484,925 |
| そ の 他 | 217 | 別 途 積 立 金 | 5,000,000 |
| 資 産 合 計 | 22,277,699 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 6,484,925 |
| | | 自 己 株 式 | △2,980 |
| | | 評 価・換 算 差 額 等 | △15,627 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △15,627 |
| | | 純 資 産 合 計 | 14,830,936 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 22,277,699 |

損 益 計 算 書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|---------|------------|
| 売上高 | | 46,560,034 |
| 売上原価 | | 35,046,562 |
| 売上総利益 | | 11,513,471 |
| 営業収入 | | |
| 不動産賃貸収入 | 407,873 | |
| その他 | 127,253 | 535,126 |
| 営業総利益 | | 12,048,598 |
| 販売費及び一般管理費 | | 10,165,149 |
| 営業利益 | | 1,883,448 |
| 営業外収入 | | |
| 受取利息 | 4,349 | |
| 受取配当金 | 2,491 | |
| その他 | 31,574 | 38,415 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 718 | |
| その他 | 914 | 1,632 |
| 経常利益 | | 1,920,232 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損失 | 10,183 | |
| 減損損失 | 16,900 | |
| 過年度決算訂正関連費用 | 230,888 | 257,973 |
| 税引前当期純利益 | | 1,662,259 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 496,350 | |
| 法人税等調整額 | 2,520 | 498,870 |
| 当期純利益 | | 1,163,388 |

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | 自己株式 | 株主資本計 合 |
|-------------------------|-----------|-----------|-------------|---------|-----------------------|-----------|-------------|--------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 利益剰余金計 合 | 自己株式 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金計 合 | 利益準備金 | その他利益剰余金 別途 積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 1,639,253 | 1,566,100 | 1,566,100 | 159,266 | 5,000,000 | 5,328,487 | 10,487,754 | △2,980 | 13,690,126 | |
| 誤謬の訂正による 累積的影響額 | | | | | | 210,153 | 210,153 | | 210,153 | |
| 誤謬の訂正を反映した 当期期首残高 | 1,639,253 | 1,566,100 | 1,566,100 | 159,266 | 5,000,000 | 5,538,641 | 10,697,907 | △2,980 | 13,900,279 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △217,104 | △217,104 | | △217,104 | |
| 当期純利益 | | | | | | 1,163,388 | 1,163,388 | | 1,163,388 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 946,284 | 946,284 | - | 946,284 | |
| 当期末残高 | 1,639,253 | 1,566,100 | 1,566,100 | 159,266 | 5,000,000 | 6,484,925 | 11,644,191 | △2,980 | 14,846,564 | |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | △15,451 | △15,451 | 13,674,675 |
| 誤謬の訂正による 累積的影響額 | | | 210,153 |
| 誤謬の訂正を反映した 当期期首残高 | △15,451 | △15,451 | 13,884,828 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △217,104 |
| 当期純利益 | | | 1,163,388 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △176 | △176 | △176 |
| 当期変動額合計 | △176 | △176 | 946,107 |
| 当期末残高 | △15,627 | △15,627 | 14,830,936 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月9日

株式会社ダイイチ
取締役会 御中

監査法人シドー
札幌事務所

指定社員 公認会計士 沢田石吉英
業務執行社員

指定社員 公認会計士 有光洋介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイイチの2021年10月1日から2022年9月30日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の「5. 誤謬の訂正に関する注記」に記載されているとおり、会社は過年度における不正及び誤謬についての訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告のとおり、当社は、当事業年度において売上原価及び経費の一部に不適切な会計処理が判明し、第三者の有識者からなる第三者委員会により、事実関係及び発生原因の調査・確認が行われ、再発防止策等の提言が行われました。当社はこの事実を厳粛に受け止め、更なる内部統制の強化及びコンプライアンス教育の徹底を図り、再発防止に努めております。監査役会は、引き続き会社の取組みと改善状況を監視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月12日

株式会社ダイイチ 監査役会

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 堀 | 内 | 健 | 三 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 東 | 城 | 敬 | 貴 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 笹 | 井 | 宏 | 一 | Ⓔ |

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定的な配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円（前期より1円増配）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、228,531,040円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年12月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入のため、次のとおり、当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|-------|
| <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> | (削 除) |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(新 設)</p> <p>第15条～第47条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第47条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>1 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>2 前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</p> |

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため4名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者の選任方針と手続

当社は、役員指名ガバナンスの強化に取り組むため、取締役会において、井雲康晴社外取締役を委員長とし、社外取締役・社外監査役全員及び代表取締役社長を委員とする任意の指名諮問委員会を設置する旨を決議し、設置された指名諮問委員会において、取締役及び監査役の選任について役員指名方針を策定し、これに基づき候補者を選任し、取締役会に答申いたしました。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------|--|---|----------------|
| 1 | わかぞの きよし 若園 清 (1952年12月8日) 再任 | 1979年4月 当社入社 1991年11月 当社取締役 1998年12月 当社常務取締役 2008年12月 当社専務取締役 2016年12月 当社代表取締役専務 2020年11月 当社代表取締役社長 2022年9月 当社代表取締役社長兼営業本部長(現任) | 269,800株 |
| | 【選任理由】 若園 清氏を取締役候補者とした理由は、これまでの代表取締役社長としての経験と見識を引き続き当社の経営に活かすことを期待し、取締役候補者いたしました。 | | |
| 2 | きたむら おさむ 北村 攻 (1973年6月15日) 新任 | 1994年4月 新日本製鐵(株)入社 1999年7月 当社入社 2018年10月 当社販売本部札幌ブロック長 2022年9月 当社執行役員販売本部帯広ブロック長(現任) | 一株 |
| | 【選任理由】 北村 攻氏を取締役候補者とした理由は、これまで培ってきた業界知見及び営業マーケティングを当社の経営に活かすことを期待し、取締役候補者いたしました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|---|-----------------------------|--|----------------|
| 3 | 忠石 信之 (1964年10月4日) 新任 | 1983年4月 帯広スバル自動車(株)入社 1991年1月 当社入社 2021年4月 当社開発企画部部長 2022年10月 当社執行役員開発企画部部長 (現任) | 一株 |
| <p>【選任理由】 忠石信之氏を取締役候補者とした理由は、これまで培ってきた店舗開発及び出店戦略を当社の経営に活かすことを期待し、取締役候補者といたしました。</p> | | | |
| 4 | 西崎 進 (1963年10月12日) 新任 | 1986年4月 (株)北海道拓殖銀行入行 2011年6月 (株)北洋銀行白石本郷支店長 2015年4月 同行リテール戦略部長 2017年4月 同行法務コンプライアンス部長 2021年6月 ノースパシフィック(株)取締役 2022年11月 当社入社 2022年11月 当社執行役員営業本部部長 (現任) | 一株 |
| <p>【選任理由】 西崎進氏を取締役候補者とした理由は、上場金融機関における専門的知見を当社のコーポレートガバナンス機能と企業価値の向上に活かすことを期待し、取締役候補者といたしました。</p> | | | |
| 5 | 井雲 康晴 (1948年7月12日) 再任 | 1973年4月 (株)北海道銀行入行 1982年1月 (株)タナベ経営入社 2005年12月 同社特別顧問 2014年12月 当社社外取締役 (現任) 2015年1月 財務経営調査研究所代表 (現任) | 1,300株 |
| <p>【選任理由及び期待される役割の概要】 井雲康晴氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、長年にわたり経営コンサルタント業務に携わり、その豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営に対して提言をいただくとともに、営業全般に適切な助言を期待し、社外取締役候補者といたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|---|-------------------------------|---|----------------|
| 6 | 宮川 明 (1955年1月4日) 再任 | 1978年4月 (株)三井銀行入行(現(株)三井住友銀行) 2005年9月 (株)セブン&アイ・ホールディングス執行役員 2013年12月 当社社外取締役(現任) 2018年5月 (株)イトーヨーカ堂監査役 2022年5月 同社参与(現任) | 一株 |
| <p>【選任理由及び期待される役割の概要】 宮川 明氏を社外取締役候補者とした理由は、(株)セブン&アイ・ホールディングス執行役員及び(株)イトーヨーカ堂監査役を務めるなど当業界に精通しており、その豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営に対して提言をいただくとともに、経営全般に適切な助言を期待し、社外取締役候補者といたしました。</p> | | | |
| 7 | 祖母井 里重子 (1960年4月20日) 新任 | 1996年4月 弁護士登録・祖母井法律事務所開設 2003年1月 廣岡・祖母井法律事務所(現祖母井・中辻法律事務所)開設 2015年6月 (株)北洋銀行社外取締役 2016年6月 札幌市人事委員会委員(現任) 2016年11月 北海道防衛施設地方審議会委員(現任) 2017年1月 北海道地方薬事審議会委員(現任) 2022年6月 (株)ロジネットジャパン社外取締役(現任) 2022年6月 札幌テレビ放送(株)社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 祖母井・中辻法律事務所 | 一株 |
| <p>【選任理由及び期待される役割の概要】 祖母井里重子氏を社外取締役候補者とした理由は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを活かしコンプライアンス体制の強化に関する助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。</p> | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 北村 攻氏の所有する当社の株式数は、2022年9月30日現在の株主名簿に記載はありませんが、社員持株会における本人持分7,128株を所有しております。
3. 忠石信之氏の所有する当社の株式数は、2022年9月30日現在の株主名簿に記載はありませんが、社員持株会における本人持分3,264株を所有しております。
4. 取締役候補者井雲康晴氏、宮川明氏及び祖母井里重子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は井雲康晴氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、本議案が可決され、祖母井里重子氏が社外取締役に就任した場合、両取引所に届け出る予定であります。
5. 社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）
井雲康晴氏 8年
宮川 明氏 9年
6. 当社は、井雲康晴氏及び宮川明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、井雲康晴氏及び宮川明氏の再任が承認された場合は、両氏と同内容の契約を継続する予定であります。また、祖母井里重子氏の選任が承認された場合は、同氏と同内容の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険を締結しており、当該保険では、被保険者である取締役及び監査役がその職務に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任された場合は、当該保険契約の被保険者になります。
8. 当社は、井雲康晴氏及び宮川明氏が社外取締役として在任中、社外からの指摘により売上原価の不適切な処理が判明しました。各氏は、当該不適切な処理が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から、取締役会において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。当該不適切行為の事実認識後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取り組みに対して再発防止委員会に出席し提言を行うなど、その職責を果たしております。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役東城敬貴氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、監査役堀内健三氏が、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者長尾悦治氏は、監査役堀内健三氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、堀内健三氏の任期が満了する2024年12月開催予定の第70期定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

監査役候補者の選任方針と手続

当社は、役員指名ガバナンスの強化に取り組むため、取締役会において、井雲康晴社外取締役を委員長とし、社外取締役・社外監査役全員及び代表取締役社長を委員とする任意の指名諮問委員会を設置する旨を決議し、設置された指名諮問委員会において、取締役及び監査役の選任について役員指名方針を策定し、これに基づき候補者を選任し、取締役会に答申いたしました。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------|--|---|----------------|
| 1 | ながお えつじ 長尾 悦治 (1958年1月16日) 新任 | 1980年4月 日本火災海上保険(株)入社 1982年6月 当社入社 2012年4月 当社経理部部长 2016年5月 当社経理部(現任) | 4,800株 |
| | 【選任理由】 長尾悦治氏を監査役候補者とした理由は、長く経理を務められ求められる業務監査及び会計監査に関する知見を期待し、監査役候補者といたしました。 | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|---|---|--|----------------|
| 2 | とうじょう けいき 東城 敬貴 (1963年1月8日) 再任 | 1987年4月 新田文雄公認会計士・税理士 事務所入所 2004年2月 税理士登録 2004年4月 東城会計事務所開業 2018年12月 当社社外監査役(現任) 2019年4月 朝日税理士法人帯広事務所代 表社員(現任) (重要な兼職の状況) 朝日税理士法人帯広事務所代表社員 | 5,600株 |
| <p>【選任理由】 東城敬貴氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士として専門的な知識・経験を有し、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと期待し、社外監査役候補者いたしました。</p> | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 東城敬貴氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は東城敬貴氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 社外監査役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)
東城敬貴氏 4年
4. 当社は、監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、東城敬貴氏の再任が承認された場合は、同氏と同内容の契約を継続する予定であります。また、長尾悦治氏が選任された場合は、同氏と同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づき役員等賠償責任保険を締結しており、当該保険では、被保険者である取締役及び監査役がその職務に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由があります。各候補者が監査役に選任され就任された場合は、当該保険契約の被保険者になります。

6. 当社は、東城敬貴氏が社外監査役として在任中、社外からの指摘により売上原価の不適切な処理が判明しました。東城敬貴氏は、当該不適切な処理が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から、取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。当該不適切行為の事実認識後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取り組みに対して再発防止委員会に出席し提言を行うなど、その職責を果たしております。

(ご参考) 株主総会後の取締役・監査役スキルマトリックス

本総会において、第3号議案及び第4号議案が原案どおりに承認された場合の、役員候補者である取締役及び監査役の主たる経験分野・専門性は以下のとおりであります。

| 氏名 | 経営・業務経験 | | | | マネジメントスキル・知識 | | | | |
|--------|---------|------|-----------|-----------|--------------|------------|-------|-------------|--------------|
| | 企業経営 | 業界知見 | 営業マーケティング | 出店戦略・店舗開発 | コーポレートガバナンス | 人事・労務・人材開発 | 財務・会計 | 法務・コンプライアンス | サステナビリティ・多様性 |
| 取締役 | | | | | | | | | |
| 若園 清 | ○ | ○ | | ○ | | | | | |
| 北村 攻 | | ○ | ○ | | | | | | |
| 忠石 信之 | | ○ | | ○ | | | | | |
| 西崎 進 | ○ | | | | ○ | | | ○ | ○ |
| 社外取締役 | | | | | | | | | |
| 井雲 康晴 | ○ | | ○ | | | ○ | | | |
| 宮川 明 | | ○ | | | ○ | | ○ | | |
| 祖母井里重子 | | | | | ○ | | | ○ | ○ |
| 常勤監査役 | | | | | | | | | |
| 長尾 悦治 | | ○ | | | | | ○ | | |
| 社外監査役 | | | | | | | | | |
| 東城 敬貴 | | | | | | | ○ | | |
| 笹井 宏一 | ○ | | | | | | | ○ | |

(注) 上記一覧表は、各取締役候補者の有するすべての知見・経験を表すものではなく、代表と思われるスキル等のうち最大4つに○印をつけております。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人シドーは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が監査法人銀河を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業状況に適した新たな視点での監査が期待できることに加えて、会計監査人として必要とされる専門性、独立性、品質管理体制の観点から適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

| | |
|---|--|
| 名 称 | 監査法人銀河 |
| 所 在 地 | 北海道札幌市中央区南一条西7丁目12-6 パークアベニュービル6階 |
| 業 務 執 行 社 員 の 氏 名 | 川上 洋司、木下 均 |
| 日 本 公 認 会 計 士 協 会 の 上 場 会 社 監 査 事 務 所 登 録 制 度 に お け る 登 録 状 況 | 登録されております。 |
| 沿 革 | 2008年12月 監査法人銀河を設立 2010年4月 日本公認会計士協会上場会社監査事務所名簿に登録 2012年3月 経済産業省北海道経済産業局より中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定 |
| 組 織 概 要 | 代表社員 9名 社員 2名 公認会計士 34名 その他 6名 計 51名 監査関与会社 31社 |

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役会の報酬額は、1996年12月20日開催の第42期定時株主総会において、年額10,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、売上原価の不適切な処理が判明したことを踏まえ、今後の監査役の機能強化を図っていくとともに、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を年額20,000千円以内と改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、相当であるものと判断しております。

なお、現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）ですが、第4号議案「監査役2名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、監査役の員数に変更はありません。

第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、2022年9月27日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第3号議案「取締役7名選任の件」及び第4号議案「監査役2名選任の件」のご承認が得られますと重任となります取締役3名及び監査役2名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給することといたしたく存じます。退職慰労金打切り支給は、当該変更後の方針に沿って取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であると判断しております。

贈呈の時期は、在任中の取締役及び監査役が退任する時とさせていただき、その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

本総会終結の時をもって監査役を辞任されます堀内健三氏及び当事業年度中の2022年8月31日付で取締役を辞任しました中本泰廣氏、野口 一氏及び川瀬豊秋氏の3名に対し、それぞれの就任時から辞任までの在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役並びに退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|-------|--|
| 若園 清 | 1998年12月 当社常務取締役 2020年11月 当社代表取締役社長（現任） |
| 宮川 明 | 2013年12月 当社社外取締役（現任） |
| 井雲 康晴 | 2014年12月 当社社外取締役（現任） |
| 堀内 健三 | 2004年12月 当社常勤監査役（現任） |
| 東城 敬貴 | 2018年12月 当社社外監査役（現任） |
| 笹井 宏一 | 2020年12月 当社社外監査役（現任） |
| 中本 泰廣 | 2008年12月 当社取締役 2022年8月 当社専務取締役を退任 |
| 野口 一 | 2014年12月 当社取締役 2022年8月 当社常務取締役を退任 |
| 川瀬 豊秋 | 2020年12月 当社取締役 2022年8月 当社取締役を退任 |

以上

メ モ

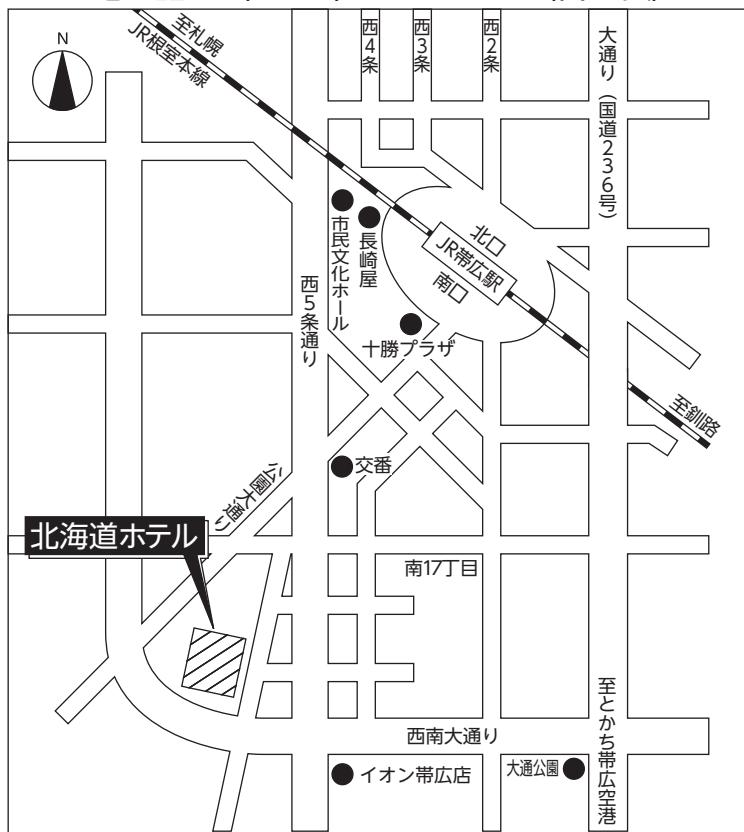
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

北海道帯広市西7条南19丁目1番地

北海道ホテル 2階 大雪の間

電話 (0155) 21-0001 (代表)



交通の ご案内

- ・タクシー利用の場合
帯広駅より約5分
- ・バス利用（十勝バス）の場合
帯広駅前北口より大空団地行70乗車(約10分)、イオン帯広店前下車、徒歩約5分